

特集「個人情報保護」!・・・何をすればいいの?

「個人情報保護法」が平成17年4月に全面施行されて約5ヶ月。国や地方公共団体に加え、民間組織にも法が適用されることとなり、様々なメディアで「個人情報保護」に関することが報道されています。プライバシーを含めた個人の権利・利益を侵害しかねない個人情報の流出への対策は、国や企業だけの問題ではありません。今回は「個人情報保護」の基本的な考え方を一緒に確認していきましょう。



そもそも「個人情報」ってなに?

「個人情報保護法」(以下「法」)では、「**生存する個人に関する情報**」であり、「**その情報に含まれている氏名・住所・生年月日などの記述から特定の個人を識別できる情報**」と定義されています。

以下に挙げる情報はすべて「個人情報」と見なされます。



- その情報だけでは個人を特定できなくても、別の情報と容易に突き合わせることができ、そのことで個人の特定が可能となるものは「個人情報」です。
(例:ある住所情報だけが書かれたメモ文書は、それのみでは「個人情報」には当たりませんが、別にあるデータベース等で特定の個人が割り出せる場合は、そのメモも「個人情報」と見なされます。)
- 団体の会員や利用者に関する情報はもちろん、スタッフなどの情報も「身内に関する情報だから公式な個人情報ではないだろう」とは言えません。組織内部のメンバーに関する情報も「個人情報」です。
- 「個人情報」=(イコール)プライバシー情報ではありません。電話帳や職員録などで公開されている情報についても、定義に当てはまる場合は「個人情報」です。
- 個人が特定できるのならば、映像や音声による情報も「個人情報」です。
- すでに亡くなった人に関する情報であっても、その情報が生存する人(残された遺族の方など)に関わる情報でもある場合は「個人情報」です。



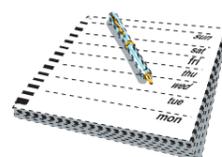
なるほど～。ところで、**ふつ々の県民活動団体にも規定はあるの?**

「法」で定められている義務規定は、「個人情報取扱事業者」*に課されているものです。とはいっても、「**個人情報取扱事業者**」に当たらない団体は関係ない、とは言えません。

個人情報保護の意識が社会的に高まっている昨今、個人情報が流出する事態に至った場合、以下のような損失が考えられます。

- ・団体の利用者・関係者に迷惑がかかる
- ・団体に対する、社会的な信用を失いかねない
- ・流出の内容によっては、損害賠償を請求される可能性がある

ということは逆に言えば、**積極的に個人情報保護に取り組むことで、「利用者・関係者との良好な関係を継続できる」「情報管理の点で社会的な信頼性を獲得しやすい」という利点にもつながってくる**と言えます。法的義務を課されていない団体についても、その団体自身の円滑な運営のために、積極的に情報保護の体制づくりを心がけることが求められるところです。



*個人情報取扱事業者
「個人データ」(目次・索引・データベースなどを用いて容易に検索できるよう、体系的に整理・構成された個々の「個人情報」のこと)を、その組織の事業を遂行するために活用している者。ただし、データによって特定される個人の合計が、6ヶ月のあいだに一日でも5000人を超えたことのない者は該当しません。



具体的には**どんな対策をとれば良いの?**

「法」で規定されている義務事項を遵守する形で対策をとれば大丈夫です。

まず、**情報を保護する体制づくりに向けて、基本的なチェック事項**を紹介しましょう。

- ①「個人情報の扱いには十分な注意が必要である」ということを、団体のスタッフ(ボランティアやアルバイトのスタッフを含む)の間で周知させ、「なぜ個人情報の保護が必要なのか」をみんなて理解しておく。
- ②現在自分たちがどういった情報を持っているのが再確認し、洗い出す(パソコン、事務机、資料棚、ロッカーの中など)。整理して、情報の保管場所を把握しておく、情報が漏れにくく、または万一流出した際に気づきやすい。
- ③個人情報を扱う各状況(収集・利用・提供・管理)下での取り扱い方を決め、ルールとして定めておく。そのルールのもと、スタッフ間で役割を決め、情報保護の体制を整える。



ここまでで確認した内容は、あくまで個人情報保護の「第一歩」です。残念ながら現時点では、県民活動団体を対象とした情報保護方針(ガイドライン)などはありません。したがって、「第一歩」以降の具体的な対策方法については、市販されている参考図書や内閣府および各省庁で公表されているガイドライン(より一般的なものとしては経済産業省のもの)を参照してください。

<参照>
内閣府ホームページ(個人情報の保護に関する法律)
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>
経済産業省ホームページ(個人情報保護)
http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/privacy.htm

ルール作成のポイント 状況ごとにチェックしましょう。



- **情報取得・収集の際**
★**収集・利用の目的を明らかにし、情報で特定される個人(=本人)に伝える。**
「私たちは頂いた情報を、○○や△△のために限り利用いたします」というふうに、どういった目的で情報を使うのかをできるかぎり具体的に特定し、明示(書面や電話などによる相手への直接通知や、HPや事業所設置の掲示板等による公表)する。
- **情報利用・提供の際**
★**利用目的以外の利用はしない**
通知・公表している利用目的以外のために情報を使わない。あらかじめ本人に伝えてある目的以外に新しく何かのために情報を利用したい場合は、あらかじめ情報提供者の同意を得なければならない。
★**本人の同意なく、第三者に提供しない**
原則的には、同意がないまま第三者(本人と情報を利用する事業者以外の者)に提供しない。ただし、「本人が望まない第三者提供は、本人の申し出によりいつでも中止します」(オプトアウト)という旨を、あらかじめ通知・公表していれば、同意不要となる。

- **情報管理の際**
★**情報の内容が正確であるように努める**
常に情報を正確かつ最新に保つため、折に触れ情報の修正・更新に気を配る。また、本人からの情報開示・訂正・利用停止等の申し出に対し、迅速に応えられるような体制を維持する。
★**安全管理の措置を講じる**
まずは事業所の安全性を確認(確実な施錠など)。加えて、パソコン内のデータをスタッフ以外の人に見られないように設定したり、不要になった情報(の入った媒体)を積極的に廃棄する。



クローズアップ／活動団体紹介

山口県認知症を支える会連合会

認知症があっても自分らしく穏やかに過ごし、介護者も安心して暮らせる地域づくりをすすめるためには、認知症を正しく理解し、また、保健・医療・福祉の各方面からの総合的な支援体制の整った社会が必要です。県内各地の家族会が集まって連合会を結成し、講演会や電話相談会、研修会、会報の発行、家族会の相互交流等を通じてこのような社会の実現に向けて活動しています。



代表:国兼 由美子
住所:〒742-2805
大島郡周防大島町東安下庄2678
TEL/FAX:0820-77-0679

やまぐちネットワークエコー

山口県教育委員会が主催した女性カレッジ、県民カレッジの修了生の会として発足しました。男女共生社会の実現に向けて、女性学講座、啓発のための紙芝居づくり、ワークショップの企画・運営、生涯学習ネットワーク研究会を開催しています。また情報紙を年3回発行しています。少子高齢化問題など、目まぐるしく変化する社会情勢の中、年代・性別などを超えて、真に暮らしやすい社会を構築するために活動していきます。



代表:吉富 崇子
住所:〒753-0826
山口市幸町2-5
TEL/FAX:083-923-1457

ジュニア平和美術展

平和への願いを込めた美術の交流と、次世代を担う子ども達に平和の気持ちを育てたいとの想いで美術展を開催しています。毎年、幼保、小中高校の生徒から2000点を超える作品が集まります。今年は、国境を越えて命の尊さと平和を祈り「同じ生命(いのち)」をテーマに行いました。昨年からは国際交流展としてアメリカや中国、韓国の子どもの絵画も展示しています。これからも近辺地域から平和を築くことから、姉妹都市エベレット市(米国)・錦帯橋の元祖中国杭州との交流を発展させて行きたいと考えています。



代表:進藤 美美子
住所:〒741-0081
岩国市横山1-8-39
TEL/FAX:0827-43-3155

下関ミニ東部ミニコミ紙共同発行所

平成8年、小さな邑の子ども会活動がきっかけで、翌年、子ども会誌「おうち」を発行しました。次第に5つの小学校区へと広がり、「下関ミニ東部」として成長していきました。今年、下関市は合併し、30万都市が誕生。小学校の数も33校から54校になったのを機に、下関市の青少年を対象にしたミニコミ紙を発行しよう準備中です。現在、「百合文庫」を中心に、文部科学省の地域子ども教室「清未・あそびっ子クラブ」を実施しています。



代表:玉野 盛司
住所:〒750-1171
下関市大字阿内1174
TEL/FAX:0832-81-1481
携帯:090-4650-9501